

## 盛岡地方法務局オープンカウンター方式実施要領

平成29年11月2日

盛岡地方法務局長策定

### (目的)

**第1条** この要領は、盛岡地方法務局（以下「当局」という。）が会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項に基づく随意契約の相手方をオープンカウンター方式により決定する場合に必要な取扱いを定め、契約手続の透明性、公平性、競争性等の向上に資することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) オープンカウンター方式 契約するまでに必要な見積りの相手方を特定しないで契約の予定内容を公示し、その求めに応じようとする者から見積書の提出を募り、契約の相手方を決定する方式をいう。
- (2) 契約担当官等 会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官及び支出負担行為担当官をいう。
- (3) 応募者 オープンカウンター方式による見積り依頼の公示に応じ、見積書を提出する者をいう。
- (4) 見積り合わせ 応募者から提出された見積書を一定の日時において相互に突き合わせ、その価格を比較することをいう。
- (5) 予決令 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）をいう。
- (6) 予定価格 予決令第99条の5の規定に基づいて定めた価格をいう。

### (対象)

**第3条** オープンカウンター方式は、予決令第99条第2号から第7号までに規定するもののうち、契約の予定価格、性質、履行期限その他の事情を総合的に勘案して契約担当官等が相当と認めるものについて実施する。

### (公示)

**第4条** オープンカウンター方式を実施する場合は、見積り依頼の公示書、見積り依頼説明書、仕様書、契約書案、この要領、その他見積りに必要な資料を当局の掲示板、ホームページ等の手段により公示しなければならない。

### (見積書)

**第5条** 応募者に見積書を求めるに当たっては、必要に応じて実地調査を促すなどして、適切な見積書が提出されるよう努めなければならない。

2 見積書の様式は、応募者の任意とする。ただし、公示において特定の様式を

示した場合には、それに準拠するよう求めるものとする。

- 3 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた合計金額とする。
- 4 見積書は、公示された提出方法、提出期限及び提出場所に沿ったものを有効とし、提出された見積書の引換え、変更又は取消しは、認めないものとする。
- 5 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。
  - (1) 参加資格のない者が行った見積り
  - (2) 記名押印又は署名を欠く見積り
  - (3) 金額を訂正した見積り
  - (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
  - (5) 明らかに談合によると認められる見積り
  - (6) 同一人の見積りで金額の異なる2通以上の見積り
  - (7) 前各号に掲げるほか、見積りに関する必要な条件を具備していない見積り
- 6 見積書の提出に当たっては、封筒に入れて封印するよう求めるものとする。

**(見積り合わせの実施)**

**第6条** 見積り合わせは、公示した日時において、会計課長又はその指示を受けた者及び契約の事務を担当する者が非公開で実施する。

**(契約の相手方の決定)**

**第7条** 見積り合わせの結果、有効な見積りを行った者のうち、予定価格の範囲内の見積価格であって、当局に最も有利になる見積りを行った者を契約の相手方とする。

- 2 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二者以上あるときは、くじ引きで決定する。くじ引きの実施とその方法は、電話等により速やかに通知するものとする。くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
- 3 応募者がいないとき又は提出された見積書の全てが予定価格を超えているときは、当局が選定した者へ見積りを依頼の上、契約の相手方とすることができる。

**(結果の通知及び公表)**

**第8条** 見積り合わせの結果は、契約の相手方に決定した者に通知するほか、当局のホームページ等で契約者及び契約金額を公表するものとする。

**(契約の締結)**

**第9条** 会計課は、契約書の作成を要する場合においては、契約の相手方を決定した日の翌日から起算して14日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に契約書を交わせられるよう努めなければならない。

- 2 会計課は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方の決定後

に速やかに請書（法務省所管契約事務取扱規程（平成12年法務省会訓第1702号大臣訓令）所定の様式）を契約担当官等に提出されるよう努めなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

**（応募資格の公示）**

**第10条** オープンカウンター方式による見積依頼の公示に当たっては、応募者として必要な資格に関する事項を公示するものとする。

**附 則**

この要領は、平成29年11月2日から施行する。